



高等教育の修学支援新制度の学業要件って何？

令和7年度から要件が変更になります。



文部科学省

支援の継続に当たっては、一定の学修意欲と学修成果を測る要件を満たす必要があります！



具体的な要件

※★はこれまでから変更となる要件(変更内容については裏面参照)

※これらの要件のどれかひとつでも該当すると「警告」または「廃止」となります

警告(支援は継続)となる要件

・~~出席率が8割以下~~
⇒~~半期15回の授業のうち~~

杏林大学では、文部科学省および日本学生支援機構の規定に則り、出席率以外の要件で学修意欲(※)を判定しています

・~~修得単位数が7割以下★~~
⇒~~単位数が、~~

- 1年生……21単位以下
- 2年生……43単位以下
- 3年生……65単位以下
- 4年生……86単位以下

(卒業に必要な単位数が124単位の場合)

・GPA(成績評価)が、所属する学部等の下位4分の1

廃止(支援打ち切り)となる要件

・修業年限内で卒業・修了ができないことが確定

・~~出席率が6割以下★~~
⇒~~半期15回の授業のうち~~

杏林大学では、文部科学省および日本学生支援機構の規定に則り、出席率以外の要件で学修意欲(※)を判定しています

・~~修得単位数が6割以下★~~
⇒~~単位数が、~~

- 1年生……18単位以下
- 2年生……37単位以下
- 3年生……55単位以下
- 4年生……74単位以下

(卒業に必要な単位数が124単位の場合)

・警告要件に2回連続で該当

※2回目の警告がGPA要件のみの場合は、支援打ち切りではなく、次の判定まで支給停止

(※)学修意欲について
例：履修単位数に対し修得単位数が少ない、E評価の科目数が多い等を「学修意欲が低い」状況と判断します

※卒業要件単位数は学部・学科・学年で異なります
学則等で確認してください



ちゃんと出席して、単位を取って、成績が上位4分の3なら大丈夫なんだね。でも、自分や家族が病気になったときとかに、授業を受けられなくて、支援を受けられなくなるのだとしたら、安心して進学できないなあ。

思いがけないことが起こるなど事情がある場合は、要件を満たさなくても打ち切り等にはなりません！





令和7年度からどう変わるの？

令和6年度以前からの在学者の方へ



※これらの要件のどれかひとつでも該当すると「警告」または「廃止」となります

警告(支援は継続)となる要件

~~・出席率が8割以下【変更なし】~~
→半期15回の授業のうち欠席

・修得単位数が6⇒7割以下★
⇒単位数が、

1年生……18⇒21単位以下

2年生……37⇒43単位以下

3年生……55⇒65単位以下

4年生……74⇒86単位以下

(卒業に必要な単位数が124単位の場合)

・GPA(成績評価)が
所属する学部等の下位4分の1【変更なし】

杏林大学では、文部科学省および日本学生支援機構の規定に則り、出席率以外の要件で学修意欲(※)を判定しています
基準に変更はありません

廃止(支援打ち切り)となる要件

・修業年限内で卒業・修了ができないことが確定【変更なし】

~~・出席率が5⇒6割以下★~~
→半期15回の授業のうち欠席

・修得単位数が5⇒6割以下★
⇒単位数が、

1年生……15⇒18単位以下

2年生……31⇒37単位以下

3年生……46⇒55単位以下

4年生……62⇒74単位以下

(卒業に必要な単位数が124単位の場合)※卒業要件単位数は学部・学科・学年で異なります
学則等で確認してください

・警告要件に2回連続で該当【変更なし】
※2回目の警告がGPA要件のみの場合は、支援打ち切りではなく、次の判定まで支給停止

杏林大学では、文部科学省および日本学生支援機構の規定に則り、出席率以外の要件で学修意欲(※)を判定しています
令和7年度に基準の改定を予定しています

(※)学修意欲について
例：履修単位数に対し修得単位数が少ない、E評価の科目数が多い等を「学修意欲が低い」状況と判断します

令和6年度以前から在学している方も、令和7年度からは、この要件が適用されます。



本制度の詳細についてはHPもご覧ください！

